

この事業は、令和6年度当初予算の成立を前提としています。
このため、今後の状況により内容が変更となる可能性があります。

令和6年度広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業に係る課題募集要領

1 趣旨

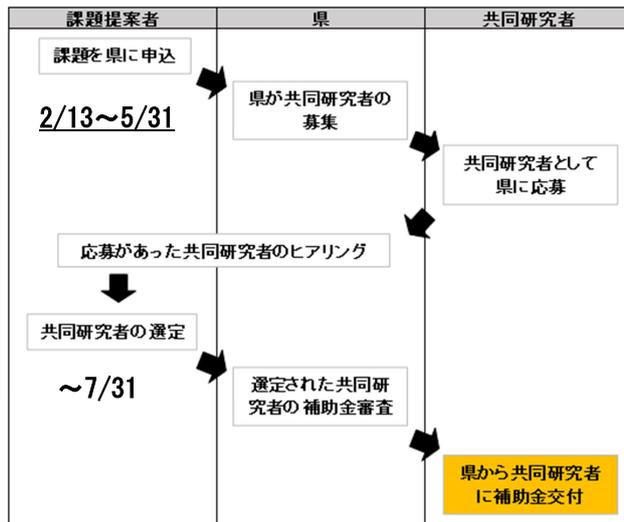
広島県は、関係する企業・大学・団体等と連携しながら、カーボンリサイクル関連技術の基礎研究から社会実装まで幅広く取り組んでいくことで、世界のカーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、県経済が飛躍的に成長を遂げることを目指している。

このため、カーボンリサイクル関連技術の研究開発及び実証に取り組む者、及びカーボンリサイクルに係る課題を抱える県内企業（以下、「課題提案者」という）を支援し、県内でのカーボンリサイクルに係る研究・実証事業の数を増加させ、もってカーボンリサイクル関連技術の社会実装を推進することとしている。

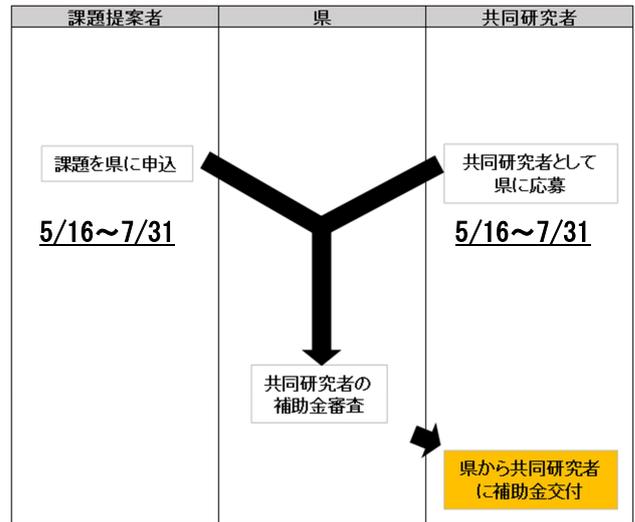
本要領では、上記支援内容のうち、県内で課題提案者と課題解決につながる技術を持つ企業・大学・団体等（以下、「共同研究者」という）が共同して課題解決にあたる研究・実証について、県内企業が抱える課題を募集する。

なお、共同研究者を県を通して探す場合は、課題提案者から申し込みのあった課題を公表し、公募・マッチングを行う（共同研究者が既に決まっており、**独自に共同研究者と連携して応募する場合も研究・実証支援の対象とする**）。

（共同研究者を県を通して探す場合）



（独自に共同研究者と連携して応募する場合）



2 募集内容

カーボンリサイクル関連技術（二酸化炭素を回収し、多様な炭素化合物として再利用する技術）に関する研究開発、実証及び実用化等について、県内企業が抱える課題を募集する。

(1) 応募資格

次の条件をすべて満たす県内に本社、開発拠点がある企業・団体^{※1}であること。

- ・カーボンリサイクルに関する自社が抱える課題であること。
- ・共同研究者を探す場合は、その課題や自社の情報を県を通じて公表できること^{※2}。
- ・共同研究者と協力して、カーボンリサイクルに係る研究開発、実証及び実用化等を真摯に行う意欲があること。
- ・実証においては、共同研究者と共同研究契約等を締結し、実証フィールド等自社のリソースを提供すること。

※1 本社、開発拠点以外でも広島県経済に波及効果があると認められる場合は対象とする。
(例) 事業化した場合に、開発した製品の製造を広島県内の工場で行う予定がある 等

※2 申請で提出された課題、提供できるリソース等については、県のHPにおいて公開し、課題解決につながる技術を持つ企業・大学・団体等を募集する。

(2) 申込

項目	共同研究者を県を通して探す場合	独自に共同研究者と連携して応募する場合
提出書類	申込書（様式1）	
書類受付	令和6年2月13日（火）～令和6年5月31日（金）17時まで（第1期）※	令和6年5月16日～令和6年7月31日（水）17時まで（第1期）※
応募方法	持参（令和6年5月31日17時まで）、郵送（令和6年5月31日消印有効）又は電子メール（令和6年5月31日17時までに県のサーバーに受信されていること）	持参（令和6年7月31日17時まで）、郵送（令和6年7月31日消印有効）又は電子メール（令和6年7月31日17時までに県のサーバーに受信されていること）
提出先	〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県商工労働局イノベーション推進チーム カarbonリサイクル推進グループ	

※応募数に応じて次期募集を検討する。

3 補助について

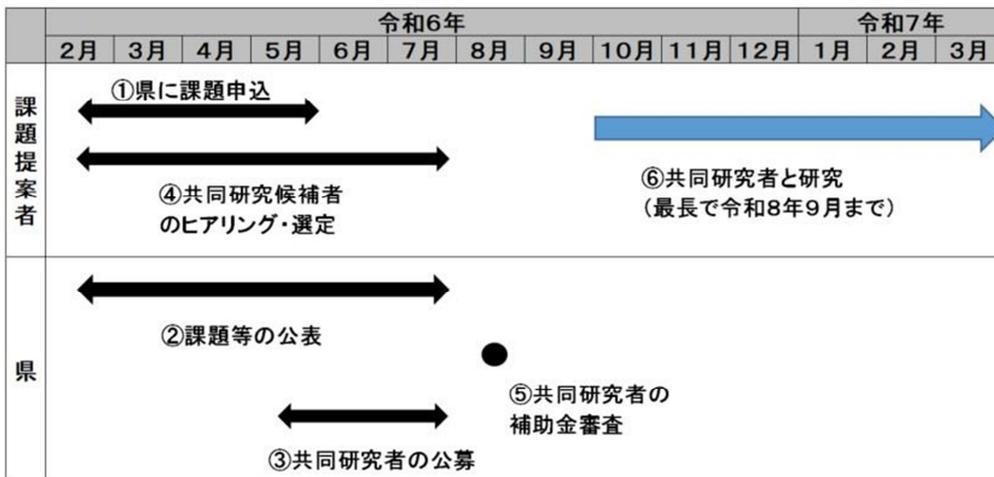
令和5年度広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援業務事業（※）と同様の補助を行うものとする。

※<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/77/hccp.html>

4 スケジュール（予定）

(1) 共同研究者を県を通して探す場合

- ① 課題の申込（R6. 2. 13～R6. 5. 31）
 - ・課題提案者は、様式1により県に課題内容等を申し込む。
- ② 課題等の公表（R6. 2. 13～R6. 7 下旬）
 - ・県は、応募のあった課題等について、順次県HP等により公表する。
- ③ 共同研究者の公募（R6. 5. 16～R6. 7 下旬）
 - ・県は、課題ごとに解決が期待できる技術を有する共同研究者を公募する。
- ④ 課題提案者による共同研究候補者のヒアリング・選定（適時～R6. 7 下旬）
 - ・共同研究者の応募があった場合、県は課題提案者に対し、応募内容等について連絡する。
 - ・課題提案者は、共同研究候補者から応募内容等について詳細を聴取し、共同研究者となり得る者を選定し、県に連絡する。
- ⑤ 共同研究者の補助金審査（R6. 8 中旬）
 - ・県は、共同研究者の補助金申請について審査会を開催し、審査を行う。
 - ・審査にあたり、課題提案者に対して参考に意見を伺う場合がある。
- ⑥ 共同研究者と研究（R6. 10～）
 - ・課題提案者は、共同研究者と研究を行う（県による共同研究者への補助は最長2年間）



(2) 独自に共同研究者と連携して応募する場合

① 課題の申込及び共同研究者の応募 (R6. 5. 16~R6. 7. 31)

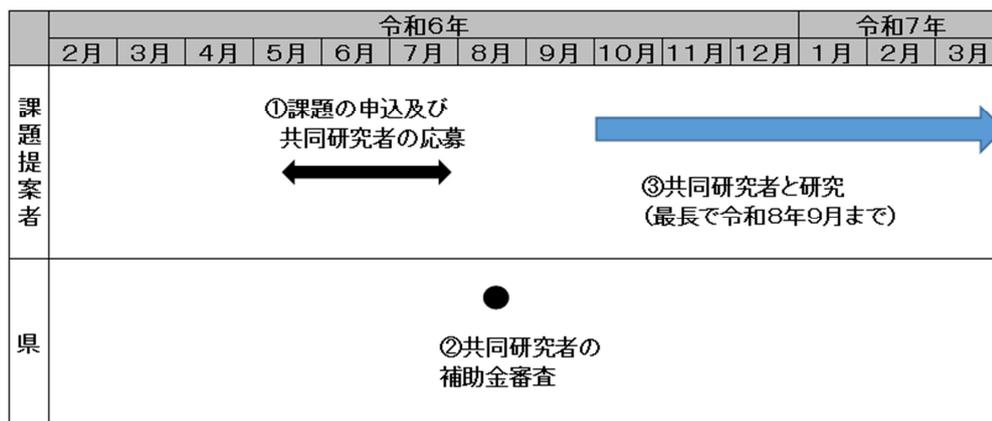
- ・ 課題提案者は、様式 1 により県に課題内容等を申し込む。
- ・ 共同研究者は、別途公表する様式により県に補助事業の申請を行う。

② 共同研究者の補助金審査 (R6. 8 中旬)

- ・ 県は、共同研究者の補助金申請について審査会を開催し、審査を行う。
- ・ 審査にあたり、課題提案者に対して参考に意見を伺う場合がある。

③ 共同研究者と研究 (R6. 10~)

- ・ 課題提案者は、共同研究者と研究を行う (県による共同研究者への補助は最長 2 年間)



5 注意事項

- ・ 共同研究者を県を通して探す場合は、県が県 HP 等で企業名、課題内容及び提供 (活用) できるリソースを公表し、課題に対する解決研究を募集する。ただし、該当する研究の応募がない等マッチングに至らない場合がある。また、課題の内容が趣旨にそぐわない、公表することが望ましくない等と県が判断した場合は、課題の公表、解決研究の募集は行わない。
- ・ 独自に共同研究者と連携して応募する場合は、共同研究者の名称、検討状況等を申込書において記載すること。
- ・ 申込書の内容については、県から詳細をヒアリングしたうえで、公表内容等について決定する。

